



## 第7章

# 介護保険サービス量の見込み

## 1 介護保険の費用負担の概要

### (1) 費用負担の仕組み

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。

また、誰にでも起こり得る介護という共通の課題を、社会全体で支えていく制度であり、40歳以上の全国民で費用を公平に負担することにより、その保険料と公費（国・県・市の負担金）を財源として、運営されます。

### (2) 財源構成

保険給付費（介護保険サービスに要する費用（利用者負担を除く））や地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業を除く）は、公費50%と保険料50%で構成されています。

財源	保険給付費		地域支援事業費	
	居宅給付費	施設等給付費	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
第1号保険料	23.0%		23.0%	
第2号保険料	27.0%		27.0%	—
国	20.0%	15.0%	25.0%	38.5%
国（調整交付金）	5.0%		5.0%	—
千葉県	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
市川市	12.5%		12.5%	19.25%

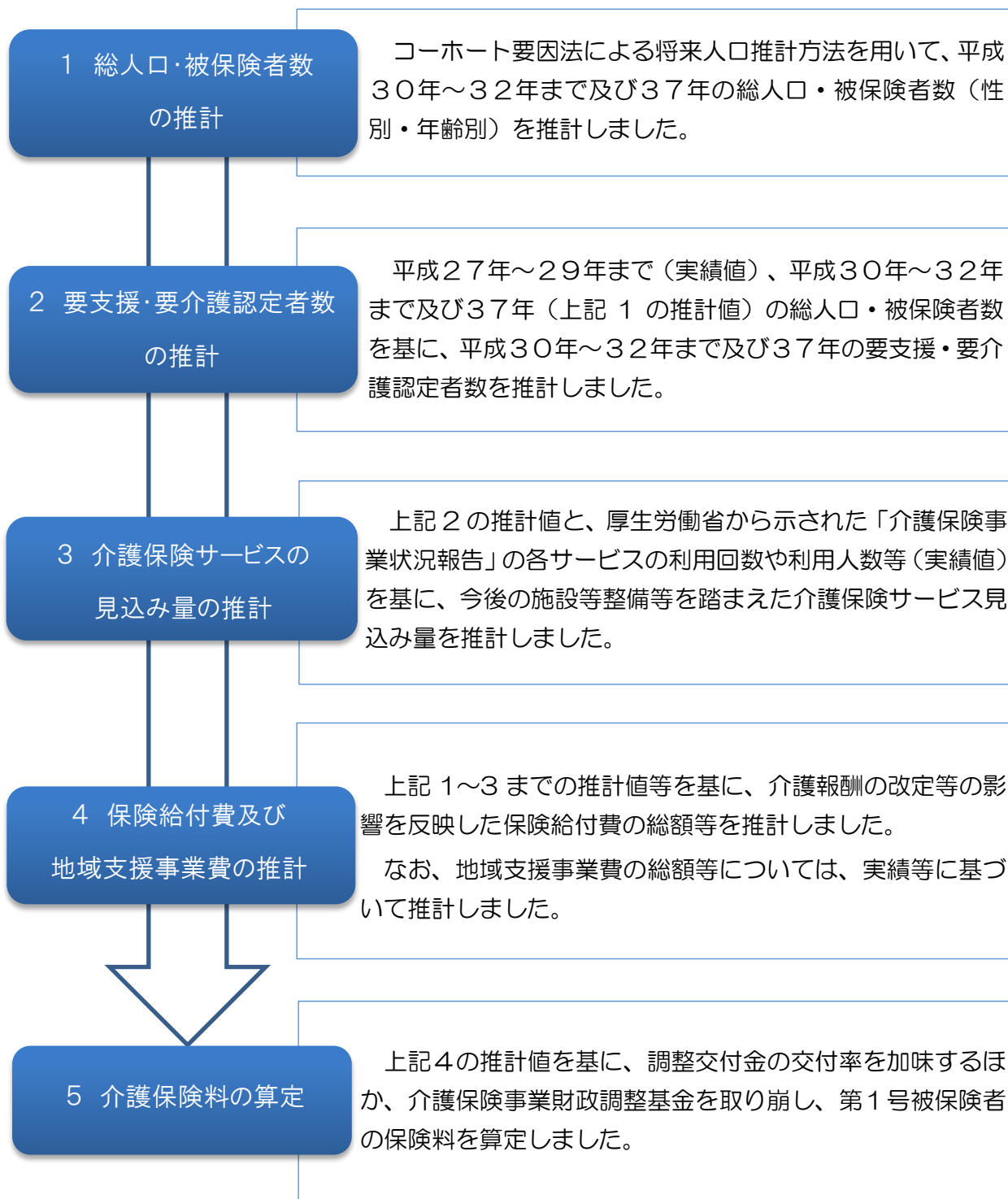
※ 第1号保険料（65歳以上の被保険者が負担する保険料）の負担割合は、第6期計画は22%でしたが、第7期計画では23%となり、また、第2号保険料（40歳以上64歳以下の被保険者が負担する保険料）の負担割合は、第6期計画は28%でしたが、第7期計画では27%となります。

※ 調整交付金は、市町村間の保険料基準額を是正するために交付されますが、本市は、算定に用いる後期高齢者比率が低く、また、所得水準が高いことから、標準割合の5%分は交付されません。そのため、標準割合5%と実際に交付される率との差は、第1号保険料に上乘せられます。

## 2 介護保険料の算定手順

介護保険の財政運営は、3年間の単位で行われ、計画期間ごとに第1号被保険者の保険料基準額を定めます。

厚生労働省から示された『地域包括ケア「見える化」システム』に搭載されている推計ツール等により、次のような手順で介護保険サービス見込み量を算出し、第7期（平成30年度～32年度）及び平成37年度の介護保険料を算定しました。



### 3 総人口・被保険者数等の推計

#### (1) 総人口・被保険者数の推計

(単位：人)

	第6期			第7期			平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
総人口	476,285	480,570	484,249	483,078	481,907	480,736	472,953
第1号被保険者	96,383	98,767	100,862	101,949	103,036	104,123	108,380
前期 (65～74歳)	54,954	55,114	54,632	53,416	52,200	50,984	44,842
後期 (75歳以上)	41,429	43,653	46,230	48,533	50,836	53,139	63,538
第2号被保険者	164,676	166,439	167,867	167,108	166,349	165,590	158,180
高齢化率	20.2%	20.6%	20.8%	21.1%	21.4%	21.7%	22.9%

※ 基準日：各年9月末日。第6期は実績、第7期及び平成37年度は見込み。

#### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

	第6期			第7期			平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
要支援1	2,000	2,066	2,132	2,169	2,232	2,296	2,464
要支援2	1,930	1,974	2,238	2,217	2,275	2,329	2,501
要介護1	2,933	2,986	3,212	3,259	3,349	3,437	3,713
要介護2	3,137	3,201	3,339	3,428	3,518	3,604	3,873
要介護3	2,220	2,215	2,334	2,341	2,399	2,453	2,648
要介護4	1,759	1,833	1,838	1,890	1,953	2,008	2,168
要介護5	1,503	1,510	1,549	1,583	1,625	1,660	1,778
合計	15,482	15,785	16,642	16,887	17,351	17,787	19,145
第1号被保険者に 対する認定率	15.6%	15.6%	16.1%	16.1%	16.4%	16.6%	17.2%

※ 基準日：各年9月末日。第6期は実績、第7期及び平成37年度は見込み。

※ 認定率＝要支援・要介護認定者数（第1号被保険者に限る）÷第1号被保険者数

## 4 介護保険サービスの見込み量の推計

### (1) 介護保険で利用できるサービス

	予防給付（要支援 1・2 の人）	介護給付（要介護 1～5 の人）
居宅（介護予防）サービス	① 介護予防訪問介護 〈ホームヘルプサービス〉（※1）	訪問介護〈ホームヘルプサービス〉
	② 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護
	③ 介護予防訪問看護	訪問看護
	④ 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション
	⑤ 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
	⑥ 介護予防通所介護〈デイサービス〉（※1）	通所介護〈デイサービス〉
	⑦ 介護予防通所リハビリテーション 〈デイケア〉	通所リハビリテーション〈デイケア〉
	⑧ 介護予防短期入所生活介護 〈ショートステイ〉	短期入所生活介護〈ショートステイ〉
	⑨ 介護予防短期入所療養介護 〈ショートステイ〉	短期入所療養介護〈ショートステイ〉
	⑩ 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与
	⑪ 特定介護予防福祉用具販売 〈福祉用具購入費の支給〉	特定福祉用具販売 〈福祉用具購入費の支給〉
	⑫ 介護予防住宅改修	住宅改修
	⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護
	⑭ 介護予防支援	居宅介護支援
地域密着型（介護予防）サービス	① —	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	② —	夜間対応型訪問介護
	③ 介護予防認知症対応型通所介護 〈認知症対応型デイサービス〉	認知症対応型通所介護 〈認知症対応型デイサービス〉
	④ 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
	⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護 〈認知症高齢者グループホーム〉（※2）	認知症対応型共同生活介護 〈認知症高齢者グループホーム〉
	⑥ —	地域密着型特定施設入居者生活介護
	⑦ —	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
	⑧ —	看護小規模多機能型居宅介護
	⑨ —	地域密着型通所介護 〈地域密着型デイサービス〉
施設サービス	① —	介護老人福祉施設〈特別養護老人ホーム〉
	② —	介護老人保健施設
	③ —	介護療養型医療施設
	④ —	介護医療院

※1 平成29年度までで、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行しました。

※2 要支援2のみ利用が可能。

### 参考：共生型サービスの創設

「地域共生社会」の実現に向け、「人口減少など地域の実情に応じて、制度の『縦割り』を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、事業・報酬の体系を見直す」として、介護保険法等の一部改正がされました（平成 29 年 5 月 26 日成立、平成 30 年 4 月 1 日施行）。

- ① 障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点
- ② 福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点

から、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」、「通所介護（デイサービス）」、「短期入所生活介護（ショートステイ）」などについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されました。

具体的には、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなります。

## (2) 居宅（介護予防）サービス見込み量の推計

### ① 訪問介護、介護予防訪問介護（※）（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けるサービスです。通院などを目的とした乗降介助もあります。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	873	384	3				
介護給付	回/月	70,052	73,663	77,745	80,025	82,596	84,553	94,222
	人/月	3,158	3,129	3,207	3,280	3,335	3,377	3,574

※ 介護予防訪問介護については、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスへ移行しました。

### ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けての介護を受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	回/月	12	8	4	3	3	3	6
	人/月	2	1	1	1	1	1	2
介護給付	回/月	1,498	1,458	1,400	1,400	1,418	1,431	1,595
	人/月	307	301	292	295	300	305	330

### ③ 訪問看護、介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	回/月	378	687	866	1,168	1,422	1,666	1,829
	人/月	45	77	104	140	173	205	242
介護給付	回/月	7,344	8,252	9,165	10,340	11,491	12,610	16,611
	人/月	916	976	1,063	1,145	1,231	1,319	1,513

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	回/月	155	160	291	440	584	737	951
	人/月	17	17	28	46	60	75	90
介護給付	回/月	3,009	3,085	3,329	3,464	3,626	3,819	4,795
	人/月	250	255	269	277	286	297	344

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けるものです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	135	154	160	172	182	193	152
介護給付	人/月	2,314	2,508	2,766	3,040	3,323	3,608	4,212

⑥ 通所介護、介護予防通所介護（※）（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	932	383	2				
介護給付	回/月	36,268	22,673	24,454	27,158	29,080	31,225	36,195
	人/月	3,735	2,357	2,526	2,784	2,968	3,151	3,535

※ 介護予防通所介護については、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスへ移行しました。

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	189	240	260	301	330	362	428
介護給付	回/月	7,108	7,282	7,557	7,998	8,426	8,872	11,299
	人/月	942	960	973	991	1,017	1,043	1,186

⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	日/月	38	41	65	57	58	61	77
	人/月	8	9	17	15	16	17	22
介護給付	日/月	7,203	7,413	9,395	12,176	15,089	18,294	31,286
	人/月	685	718	802	869	953	1,036	1,181

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期入所して、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	日/月	8	17	5	6	6	6	0
	人/月	1	1	1	1	1	1	0
介護給付	日/月	838	784	822	881	929	986	1,376
	人/月	96	82	89	97	105	114	174



⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

居宅において自立した日常生活を営むことを助けるための福祉用具を貸与するサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	437	585	680	755	833	915	1,082
介護給付	人/月	4,059	4,149	4,368	4,647	4,860	5,069	5,436

⑪ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、年10万円の支給限度額の枠内で、その9割から7割の金額を福祉用具購入費として支給するものです。（申請が必要です。）

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	25	22	26	33	40	50	59
介護給付	人/月	89	89	90	99	103	119	137

⑫ 住宅改修、介護予防住宅改修

手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした場合、20万円の支給限度額の枠内で、その9割から7割の金額を住宅改修費として支給するものです。（工事施工前と完了後に申請が必要です。）

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	32	31	30	39	43	48	68
介護給付	人/月	74	69	78	98	114	136	159

⑬ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	104	111	108	119	125	131	166
介護給付	人/月	788	819	876	963	1,014	1,065	1,281

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

介護サービスの利用者が、居宅（介護予防）サービスを適切に利用できるように居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成と調整、事業所との連絡などの支援を受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	1,901	1,349	934	1,032	1,086	1,138	1,222
介護給付	人/月	6,820	6,916	7,300	7,751	8,149	8,538	9,328

### (3) 地域密着型（介護予防）サービス見込み量の推計

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や看護、緊急時の対応などを受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	人/月	42	42	48	51	77	99	170

#### ② 夜間対応型訪問介護

巡回や通報システムによる夜間専門の訪問介護を受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	人/月	92	92	96	100	104	108	112

#### ③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）

認知症の高齢者が、通所介護施設に通い、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などの介護を受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	823	989	1,161	1,446	1,704	1,986	2,610
	人/月	93	112	135	161	187	215	250

④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりサービスを組み合わせ、一つの事業所で入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	3	4	1	2	2	2	4
介護給付	人/月	83	87	97	130	141	180	251

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
予防給付	人/月	1	1	1	1	1	1	1
介護給付	人/月	229	246	261	288	318	348	421

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	人/月	0	3	13	29	29	29	29

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	人/月	26	25	17	25	25	25	25

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊・看護を一つの事業所で受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	人/月	0	0	0	0	25	29	58

⑨ 地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	回/月		15,769	16,826	18,655	20,189	21,752	29,327
	人/月		1,760	1,840	1,959	2,049	2,137	2,445

#### (4) 施設サービス見込み量の推計

##### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	人/月	1,009	1,077	1,076	1,202	1,330	1,460	1,548

##### ② 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	人/月	828	844	861	884	906	930	1,094

##### ③ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が、療養上の管理や機能訓練等の必要な医療、医学的管理下の介護等を受けるサービスです。

	単 位	第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護給付	人/月	150	152	147	150	153	156	

#### ④ 介護医療院

主として長期にわたり療養を必要とする人が、施設に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話などを受けるサービスです。

	単 位	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護給付	人/月				0	0	0	146

#### 参考：介護保険サービス見込み量への施策反映について

##### ① 介護離職ゼロ施策

国においては、2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指しています。

このため、市町村においては、施設・居住系サービスの前倒し・上乘せ整備をすることとされています。

本市における介護離職ゼロに向けたサービス整備分は、千葉県から提供されたデータによると183人分が見込まれており、当該整備分を踏まえて施設・居住系サービス見込み量を推計しています。

##### ② 療養病床から生じる新たなサービス必要量

第7期計画を策定するに当たっては、千葉県が定める地域医療構想における介護施設・在宅医療等の追加的需要と千葉県医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図ることとされています。

そこで、国において、医療ニーズの高い高齢者が病院から介護施設や在宅に移行することに伴う介護保険の負担増分を「介護施設・在宅医療等の追加的需要の試算分」として見込んでいます。

千葉県においては、その試算を基に、市町村ごとに「療養病床から生じる新たなサービス必要量」を算出しています。

本市における療養病床から生じる新たなサービス必要量は、平成32年度末までで134人分（介護施設41人分、在宅医療93人分）が見込まれており、当該必要量を踏まえてサービス見込み量を推計しています。

## 5 施設等整備計画

### (1) 介護保険施設等整備計画

サービス種別			平成 29 年度まで	第7期		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	介護老人福祉施設 (定員30人以上の特別養護老人 ホーム)	施設数	14ヶ所	100人	100人	100人
		定員	1,210人			
2	介護老人保健施設	施設数	9ヶ所	—	—	—
		定員	1,000人			
3	特定施設入居者生活介護 (定員30人以上の介護付き有料 老人ホーム)	施設数	13ヶ所	50人	—	—
		定員	700人			

※ 平成29年度の数値は、平成29年度末までに整備（整備中含む）された施設の総数。

### (2) 地域密着型サービス整備計画

サービス種別			平成 29 年度まで	第7期		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（定員29人以下 の特別養護老人ホーム）	施設数	1ヶ所	—	—	—
		定員	25人	—	—	—
2	小規模多機能型居宅介護	施設数	5ヶ所	1ヶ所	—	1ヶ所
3	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数	17ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
		定員	323人	18人	18人	18人
4	認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	施設数	6ヶ所	—	1ヶ所	1ヶ所
5	地域密着型特定施設入居者生活 介護（定員29人以下の介護付き 有料老人ホーム）	施設数	1ヶ所	—	—	—
		定員	29人	—	—	—
6	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	施設数	3ヶ所	—	1ヶ所	1ヶ所
7	看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0ヶ所	—	1ヶ所	—

※ 平成29年度の数値は、平成29年度末までに整備（整備中含む）された施設の総数。



## 6 保険給付費及び地域支援事業費の推計

### (1) 保険給付費

(単位:円)

総給付費 (介護給付費+ 予防給付費)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	21,043,580,461	21,464,527,733	22,749,106,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	24,302,393,000	26,267,048,238	28,294,536,236
特定入所者介護 サービス費等給付費	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	705,369,736	671,725,925	723,407,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	660,342,000	676,634,000	695,792,000
高額介護サービス費等 給付費	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	432,548,331	544,336,268	550,298,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	675,445,000	751,410,000	854,304,000
高額医療合算介護 サービス費等給付費	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	67,804,486	43,451,364	85,243,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	91,763,000	94,261,000	96,633,000
審査支払手数料	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	21,495,760	21,454,940	21,110,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	22,262,000	23,574,000	25,398,000
制度改正に伴う 影響額※1	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	24,469,387	39,889,016	43,207,219
保険給付費 計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	22,270,798,774	22,745,496,230	24,129,164,000
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	25,727,735,613	27,773,038,222	29,923,456,017
	平成 37 年度		
	36,671,900,636		

※1 制度改正により、一定以上所得者のサービス利用時の自己負担の引き上げによる保険給付費減少分。

※2 平成27・28年度は実績額、平成29年度は見込み額、平成30～32年度は計画額、平成37年度は第7期計画策定時における見込み額。

## (2) 地域支援事業費

(単位：円)

介護予防・日常生活支援総合事業費 ※1	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	56,709,209	407,552,688	672,627,000
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	693,977,000	773,376,000	815,369,000
包括的支援事業・任意事業費	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	381,489,100	528,064,713	544,968,000
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	551,208,000	575,083,000	594,689,000
地域支援事業費 計	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	438,198,309	935,617,401	1,217,595,000
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1,245,185,000	1,348,459,000	1,410,058,000
	平成37年度		
	1,749,626,000		

※ 平成27・28年度は実績額、平成29年度は見込み額、平成30～32年度は計画額、平成37年度は第7期計画策定時における見込み額。

※1 平成27年度は介護予防事業費の実績。平成28～29年度は、介護予防・日常生活支援総合事業費の実績及び見込み額。

### ○包括的支援事業【社会保障充実分に係る】の費用額見込み（再掲）

(単位：円)

在宅医療・介護連携推進事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	7,435,000	5,570,000	5,570,000
認知症総合支援事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	2,148,000	2,208,000	2,208,000
生活支援体制整備事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	16,332,000	24,000,000	24,000,000
地域ケア会議推進事業	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	146,000	146,000	146,000

## 7 介護保険料の算定

### (1) 所得段階別 第1号被保険者数の推計

(単位：人)

所得段階	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
第1段階	17,960	18,049	18,135	54,144
第2段階	6,458	6,733	7,012	20,203
第3段階	6,065	6,233	6,508	18,806
第4段階	14,612	14,355	14,090	43,057
第5段階	11,589	11,919	12,254	35,762
第6段階	13,191	13,538	13,784	40,513
第7段階	13,366	13,406	13,443	40,215
第8段階	8,067	8,050	8,030	24,147
第9段階	3,776	3,816	3,857	11,449
第10段階	2,040	2,062	2,083	6,185
第11段階	1,019	1,030	1,041	3,090
第12段階	711	718	726	2,155
第13段階	403	407	411	1,221
第14段階	304	307	310	921
第15段階	304	307	310	921
第16段階	902	911	921	2,734
第17段階	1,182	1,195	1,208	3,585
合計	101,949	103,036	104,123	309,108

※ 所得段階の対象者については、P.96参照。

※ 平成30～32年度の所得段階別第1号被保険者の合計を、所得段階別の基準額に対する割合で補正した第1号被保険者数は、311,218人となります。

#### 「保険料所得段階の見直し」

今後、団塊の世代の収入が年金のみとなり、非課税者の増加が見込まれることに伴い、非課税世帯が増加することが考えられます。加えて、所得指標の見直しにより全体的に所得段階が低くなることが考えられます。

このことから、介護保険料基準額が上がることによる低所得者の負担の増加を防ぐため、保険料所得段階に新たに合計所得1,500万円以上の方を対象とする第17段階を設定しました。

## (2) 介護保険料基準額の算定

(単位：円)

① 保険給付費見込額				
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	83,424,229,852
	25,727,735,613	27,773,038,222	29,923,456,017	
② 地域支援事業費見込額				
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	4,003,702,000
	1,245,185,000	1,348,459,000	1,410,058,000	
③ 第 1 号被保険者負担分の対象額 (①+②)				87,427,931,852
④ 第 1 号被保険者負担分の相当額 (③×23%)				20,108,424,326
⑤ 標準割合による調整交付金額				4,285,347,593
⑥ 市川市の調整交付金見込額				2,427,103,000
⑦ 保険料の収納必要額 (④+⑤-⑥)				21,966,668,919
⑧ 基準額に対する割合で補正した第 1 号被保険者数				311,218 人
<b>【基金の取り崩しがない保険料基準額】</b>				
⑨ 被保険者一人あたりの保険料基準年額 (⑦÷収納率 97.9%÷⑧)				72,097
⑩ 被保険者一人あたりの保険料基準月額 (⑨÷12 ヶ月)				6,008
<b>【基金の取り崩しによる保険料基準額】</b>				
⑪ 介護保険事業財政調整基金の取崩額				1,600,000,000
⑫ 保険料の収納必要額 (⑦-⑪)				20,366,668,919
⑬ 被保険者一人あたりの保険料基準年額 (⑫÷収納率 97.9%÷⑧)				66,840
⑭ 被保険者一人あたりの保険料基準月額 (⑬÷12 ヶ月)				5,570

## (3) 介護保険料の推移と平成 37 年度の見込み

		基準月額			基準月額
第 1 期	平成 12~14 年度	2,840 円	第 5 期	平成 24~26 年度	4,660 円
第 2 期	平成 15~17 年度	3,140 円	第 6 期	平成 27~29 年度	5,310 円
第 3 期	平成 18~20 年度	3,700 円	第 7 期	平成 30~32 年度	5,570 円
第 4 期	平成 21~23 年度	3,840 円	参考	平成 37 年度	約 7,800 円

※ 平成 37 年度については、第 7 期計画策定時における見込み額です。

#### (4) 介護保険料の所得段階・基準額に対する割合の設定

※下表( )内は月額 (単位:円)

所得段階、基準額 に対する割合	対 象 者	平成 30 年度 ~32 年度	平成 27 年度 ~29 年度	年額の 増減額
第 1 段階 ※1 基準額×0.4	・生活保護を受給している方又は老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	26,700 (2,225)	25,440 (2,120)	1,260
第 2 段階 基準額×0.6	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の方	40,080 (3,340)	38,220 (3,185)	1,860
第 3 段階 基準額×0.65	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円超の方	43,440 (3,620)	41,400 (3,450)	2,040
第 4 段階 基準額×0.8	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	53,460 (4,455)	50,940 (4,245)	2,520
第 5 段階 基準額	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円超の方	66,840 (5,570)	63,720 (5,310)	3,120
第 6 段階 基準額×1.1	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	73,500 (6,125)	70,080 (5,840)	3,420
第 7 段階 基準額×1.25	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	83,520 (6,960)	79,620 (6,635)	3,900
第 8 段階 基準額×1.5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	100,260 (8,355)	95,580 (7,965)	4,680
第 9 段階 基準額×1.6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	106,920 (8,910)	101,940 (8,495)	4,980
第 10 段階 基準額×1.7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	113,580 (9,465)	108,300 (9,025)	5,280
第 11 段階 基準額×1.9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	126,960 (10,580)	121,020 (10,085)	5,940
第 12 段階 基準額×2.0	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	133,680 (11,140)	127,440 (10,620)	6,240
第 13 段階 基準額×2.1	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	140,340 (11,695)	133,800 (11,150)	6,540
第 14 段階 基準額×2.2	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の方	147,000 (12,250)	140,160 (11,680)	6,840
第 15 段階 基準額×2.3	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満の方	153,720 (12,810)	146,520 (12,210)	7,200
第 16 段階 基準額×2.4	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の方	160,380 (13,365)	152,880 (12,740)	7,500
第 17 段階 基準額×2.5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,500 万円以上の方	167,100 (13,925)		14,220

※1 第 1 段階は、50%の公費負担とは別に、第 6 期から継続して公費を投入し基準額に対する割合を引き下げ、保険料負担を軽減いたします。

### 「所得指標の見直し」

第7期（平成30年度～32年度）からの「介護保険の合計所得金額」は、地方税法で定められた合計所得金額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。

また、「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から課税年金収入額に係る雑所得を控除した金額をいいます。

## 8 介護保険制度における低所得者への対応

### (1) 低所得者（市民税世帯非課税者）の第1号保険料軽減強化

更なる高齢化の進行に伴う介護保険サービスに要する費用の増加により、保険料の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、第6期（平成27～29年度）に引き続き、第7期（平成30～32年度）においても、第1段階に該当する方の保険料に50%の公費負担とは別に公費を投入し、保険料負担を軽減します。

また、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、国において、第1号保険料の軽減対象を第1段階から第3段階までに拡大する検討がされており、本市においても、国の動向を踏まえて実施する予定となっています。

### (2) 第1号被保険者の介護保険料の軽減事業（市単独事業）

第1号保険料については、軽減実施者の約6割の方が生活保護基準以下であることを踏まえ、生計維持困難者を対象とする介護保険料の軽減事業を実施していきます。

（対象者）

第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階に該当する方で、生活保護基準に照らして生計維持が困難な方（生活保護受給者を除く）。

### (3) 介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業（市単独事業）

生計維持困難者が介護保険事業者の居宅サービス等を利用した場合は、利用者負担の軽減を行い、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスの利用促進を図っていきます。

（対象者）

「第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階に該当する方で、生活保護基準に照らして生計維持が困難な方（生活保護受給者を除く）」又は「第2号被保険者のうち市民税世帯非課税で生活保護基準に照らして生計維持が困難な方」。